

精華町
第3次人権教育・啓発推進計画
骨子案

目次

第1章 はじめに.....	1
1. 国際的な人権尊重の流れ.....	1
2. 国内の動向.....	2
3. 都府の動向.....	3
第2章 計画の基本的な考え方.....	4
1. 計画策定の趣旨.....	4
2. 計画の目標(基本理念).....	5
3. 人権教育・啓発推進の視点.....	6
4. 計画の全体構成.....	9
5. 計画の性格と期間.....	10
第3章 人権問題の現状等と取組の方向.....	11
1. 人権課題に対する取組(お互いに認め合い尊重し合う取組).....	11
2. 課題横断的な人権課題に対する取組(社会情勢の変化等への対応).....	47
第4章 人権教育・啓発の推進.....	48
1. あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進.....	48
2. 人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進.....	49
3. 効果的な手法による人権教育・啓発の推進.....	50
第5章 計画の推進体制.....	51
1. 計画の推進体制.....	51
2. 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働.....	51
3. 計画に基づく施策の点検・評価.....	51
資料編.....	52
1. 用語解説.....	52
2. 精華町第3次人権教育・啓発推進委員会委員名簿.....	52
3. 精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定経過.....	52

第1章 はじめに

1. 国際的な人権尊重の流れ

日本国憲法は、第 11 条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民の与へられる。」としています。また、第 12 条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」と定めています。

すべての国民に基本的人権の享有を保障するこの日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられています。

国際連合(以下「国連」という。)においては、1948年に、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」を採択しました。また、1966年には、法的な拘束力を持つ二つの「国際人権規約」が採択されるなど、人権と平和が尊重される社会の実現を目指しています。

そして、1994年に「人権教育のための国連 10 年」行動計画で、人権教育を「知恵と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」と定義し、その後、2003年から2012年までを「国連識字の10年」として取り組み、2005年から2014年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」として、「世界中の人々や将来の世代までもが安心して暮らせる社会」の実現を目指し、各種問題解決の活動が展開されています。

また、2008年には「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」、2011年には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択され、人権教育と研修に対する取り組みの強化が図られています。

近年では、新たな人権課題として、「ビジネスと人権」に関する国際的な規制強化や AI(人口知能)が人権に与える影響、気候変動が人権に与える影響、移民・移住労働者の人権等に対する関心が高まるなど、人権問題は多様化・複雑化しています。

ビジネスと人権については、近年、企業による人権尊重の必要性に対して、国際的に関心が高まっており、国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」が指示されており、国においては「ビジネスと人権に関する行動計画」が 2020 年に策定され、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が2022年に示されました。

2. 国内の動向

我が国においては、日本国憲法や教育基本法に基づき、人権意識の高揚を図る取組を進めてきました。また、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、基本的な人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策を推進してきました。

特に我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年の同和対策審議会の答申に基づき、その解決に向け、1969年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に則り、2002年3月まで33年間にわたる特別対策を実施してきました。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念のもとに、その改善に向けたさまざまな施策を実施してきました。

子どもの権利に関しては、すべての子どもが心身の発達に関わらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福に暮らせる社会をめざす法律として「子ども基本法」を2023年に施行しました。この法律に基づき、子どもの意見反映や権利保障のための施策が推進されています。

人権教育については、1995年12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年7月、国内行動計画を策定しました。その後、2000年12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」を制定・施行し、2002年3月には、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、さまざまな人権教育・啓発に関する施策の推進を図っています。

しかしながら、国内の人権に関する取り組みに関しては未だ十分とはいえず、国連より人権に関わる懸念事項についての勧告を受けています。その後、国においては、様々な人権を具体的に保障するために、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」を施行し、人権尊重の取組を進めています。

また、はジェンダー平等の実現に向けた「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(2023年)、複合的・複雑な課題を抱える女性への支援に向け「困難な課題を抱える女性への支援に関する法律」(2024年)などを施行しました。

障害のある人については、偏見差別婚前に向けた「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策本部」を2024年に立ち上げて取組みを強化しています。

そして、インターネット上での人権侵害に対し、「情報流通プラットフォーム対処法」を施行、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権広育・啓発に関する基本計画(第二次)」を改訂し、「ビジネスと人権」の追加や「インターネット上の人権侵害」を横断的課題として整理するなど、新たな人権課題への対応に向け、法律や制度、枠組みの整備を進めています。

3. 京都府の動向

京都府においては、2022年12月に改訂した府政運営の指針である「京都府総合計画」において、2040年に実現したい京都府の将来像の一つとして、「だれもが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、『人と地域の絆を大切にする共生の京都府』を掲げ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、こどもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が地域で『守られている』『包み込まれている』と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくり」の実現に向けた様々な取り組みを推進しています。

人権に特化した計画としては、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」(1999年)を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画」を2005年に策定し、その後、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」(2016年)を策定しました。

また、2025年には「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を施行し、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことのできる人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを示しています。

同条例に基づき、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施していくため、基本的な考え方や共生の社会づくり施策の目標等を定めた推進計画として、「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」を2026年3月に策定しています。

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画の目標

「京都府総合計画」において2040年の京都府社会の姿として掲げた、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」の実現に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

基本的な考え方

- 府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること。
- 府民の一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること。
- 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること。
- 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること。
- 人権に関する相談に的確に対応するものであること

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

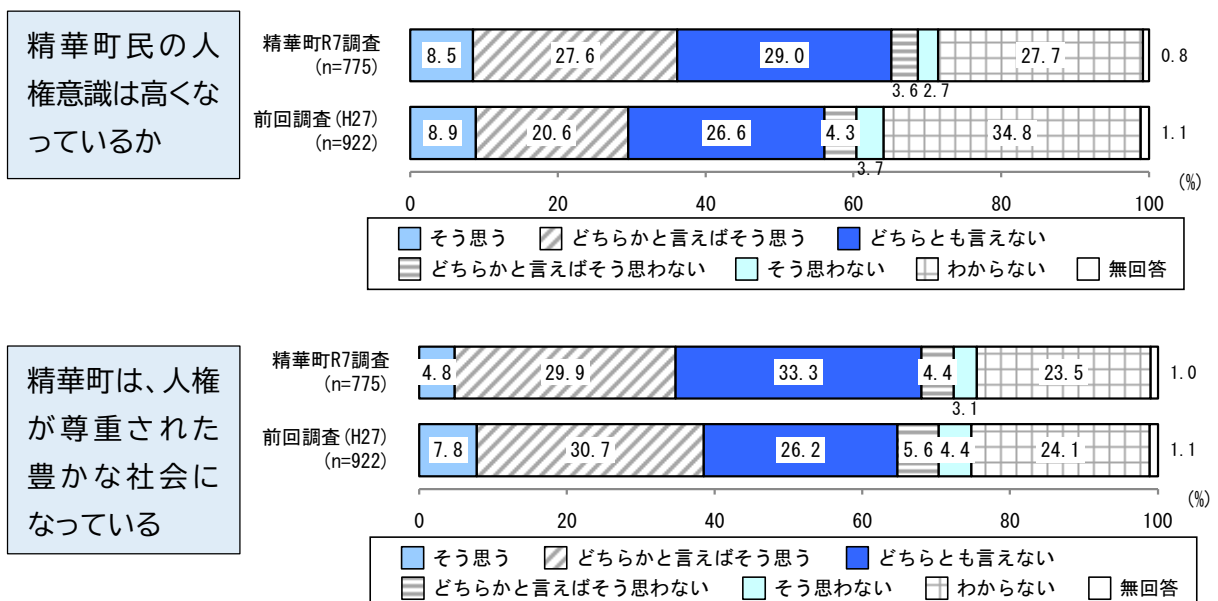
精華町では、2001年3月に「人権教育のための国連10年精華町行動計画」を、2006年3月に「精華町人権教育・啓発推進計画」を、2017年3月に「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」を策定しました。そしてこの計画に基づき、住民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、精華町人権啓発推進委員会を啓発活動の基軸として、町内の各種団体とも連携を深めながら、街頭啓発、人権講座などの取り組みを進めてきました。

第2次計画においては、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発を参画することにより、だれもが人権尊重を日々の習慣として身に付け、実践するという意識が浸透し、一人ひとりの個性の違いや多様性を認め合う人権文化が構築された社会を目指し、施策を推進してきました。

その結果、2025年に実施したアンケート結果では、人権を取り巻く社会の状況について、「10年前と比べて精華町民一人ひとりの人権意識が高くなっているか」という問いに対し、肯定的に回答をした人の割合が、36.1%と、2015年の調査時点と比べて増加しています。その一方で、「精華町は、人権が尊重された豊かな社会になっている」かについては、「どちらとも言えない」との回答が増加しています。これは、町民一人ひとりの人権意識が高まっていることが示されるとともに、様々な人権の問題に視野が広がり、問題意識を抱えることとなった変化が影響しているとも考えられます。

このような状況の中、「人権教育・啓発推進法」の規定を踏まえ、これまでの取り組みを継承・発展させ、人権教育・啓発に関わる施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、「精華町第3次人権教育・啓発推進計画」を策定します。

図 10年前と比較した人権を取り巻く社会の状況(問1)



2. 計画の目標(基本理念)

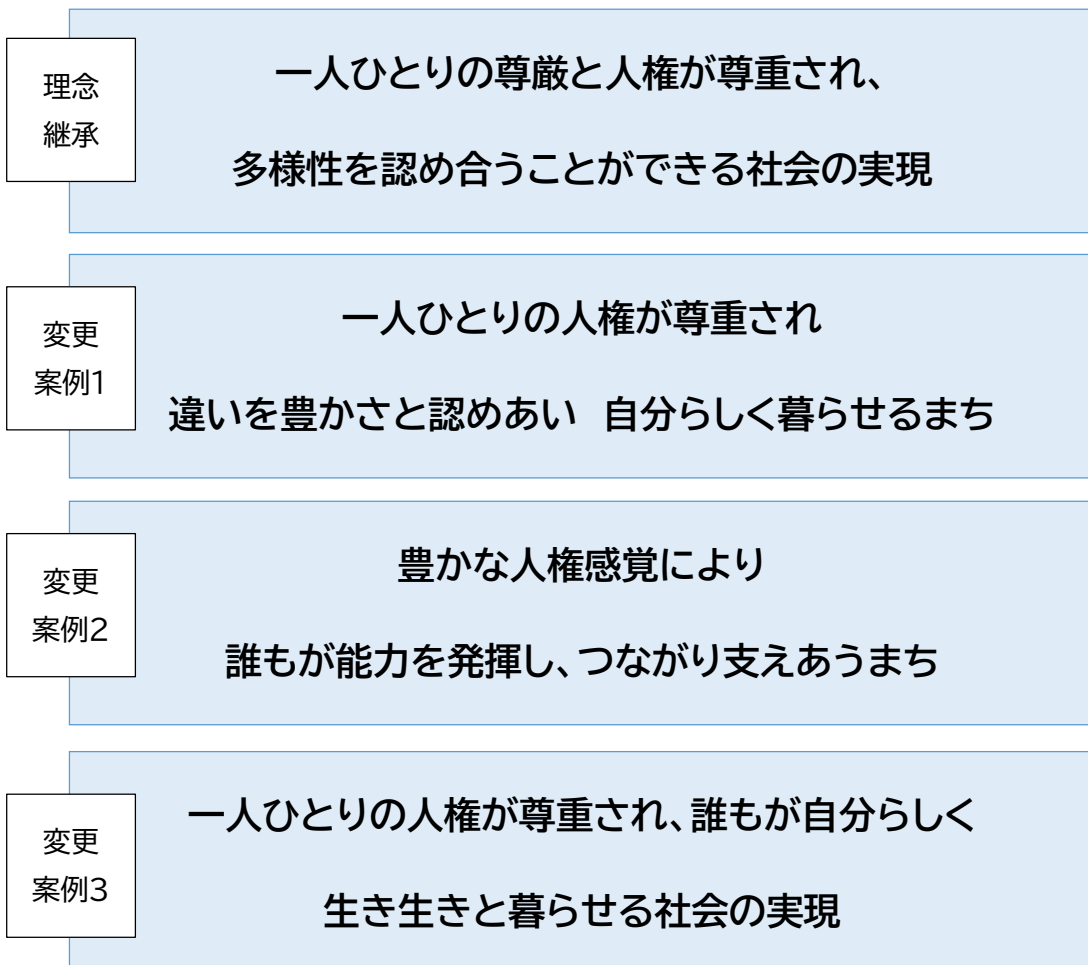
本計画は、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権啓発に参画することにより、誰もが人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践するという意識が社会の隅々にまで浸透し、一人ひとりの個性の違いや多様性を認め合う人権文化が構築された社会を目指します。

【第2次計画】

一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、
多様性を認め合うことができる社会の実現



【第3次計画(案)】



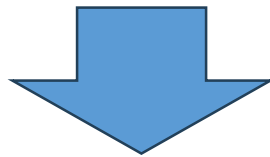
3. 人権教育・啓発推進の視点

これまで実施してきた人権教育や啓発、および「精華町人権教育・啓発推進計画」の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意し、人権教育・啓発を推進します。

【第2次計画】

人権教育・啓発の4つの視点

- 視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 視点3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発



【第3次計画(案1)現行のまま】

人権教育・啓発の4つの視点

- 視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 視点3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

【第3次計画(案2)京都府計画参照】

人権教育・啓発の5つの視点

- 視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 視点3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発
- 視点5 多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備

視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取り組みを推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進します。

視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり、支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえるとともに、日常の中にある無意識の思い込みや、何気ない普段の言葉や態度に含まれる課題を意識できるよう取組を推進します。

視点3 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民がそれぞれの状況に応じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権は一人ひとりの生活に深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

そのためには、住民が主体的・能動的に参加できるような啓発や、身近で具体的な事例を人権尊重の視点から考えることなども重要です。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

視点5 多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備

相談技能や資質の向上はもとより、相談機関同士の相互交流及び情報交換、問題への気づきや解決に向けたネットワーク強化を図るなどを通じて、人権侵害の未然防止、生きづらさの解消や被害の救済・回復を図ることができるよう取組を推進します。

4. 計画の全体構成



5. 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条に規定する地方公共団体の責務として、精華町が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするものです。

また、京都府が策定する「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」や精華町における最上位計画である「精華町第6次総合計画」の内容を踏まえた計画とします。

(2) 人権教育・啓発の定義

国連の「人権教育のための世界計画」の行動計画では、人権教育の定義を「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」としています。

また、我が国における「人権教育・啓発推進法」の第2条では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義しています。

本計画における「人権教育・啓発」は、上記と同様として扱います。

(3) 計画期間

この計画の計画期間は、2027年(令和9年)4月から、2036年(令和17年)3月までの10年間とします。なお、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて推進計画の見直しを行うものとします。

第3章以降は、素案で更新となります。
(現時点の案を掲載していますが、内容は更新されます。)

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

1. 人権課題に対する取組(お互いに認め合い尊重し合う取組)

(1) 部落差別(同和問題)

背景

部落差別(同和問題)は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどをしている、日本固有の人権問題です。

1969年に「同和对策事業特別当地方」が施行され、差別の解消を進めてきましたが、2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、現在においても部落差別(同和問題)が存在し、それが決して許されないものであるという認識のもと、一人ひとりの理解を深め、差別を解消し、部落差別(同和問題)のない社会の実現を目指すことが示されています。

本町での取り組み

本町では、部落差別(同和問題)に対する意識と認識を深めるため、住民を対象とした講演会や町内で就労する人への研修会を開催しています。町職員向けの研修機会としては、新規採用職員研修での部落差別(同和問題)に関する研修枠を設けるとともに、人権啓発推進委員会と連携した職員向け研修会や、町内の小中学校の新転任教職員を対象とした、人権研修会を実施するなど、さまざまな人権問題の啓発に努めています。

また、広報誌や町ホームページで継続的に啓発を行うとともに、町内の主要駅前での街頭啓発を実施しています。人権センターを会場として、隣保館デイサービス事業(体操教室、ヨガ教室)、地域交流促進事業(書道教室、生け花教室)などの教室を開講するとともに、参加者の成果発表の開会として交流作品展を開催しています。

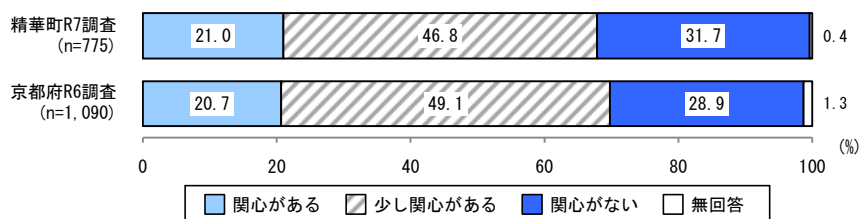
また、他部署と連携し、就労相談窓口の開設(ハローワーク出張相談会)や住民健(検)診などの事業を実施することにより、住民交流の拠点として福祉の向上に努めました。

アンケート調査結果

- 部落差別(同和問題)による人権について、6割以上の町民が関心を持っていますが、部落別解消法については、内容まで知っている人はおよそ3割とあまり知られておりません。
- 部落差別(同和問題)が現在も存在するかについては、住宅を選ぶ際や、結婚においては、あるとの意見が4～5割と多くを占めています。

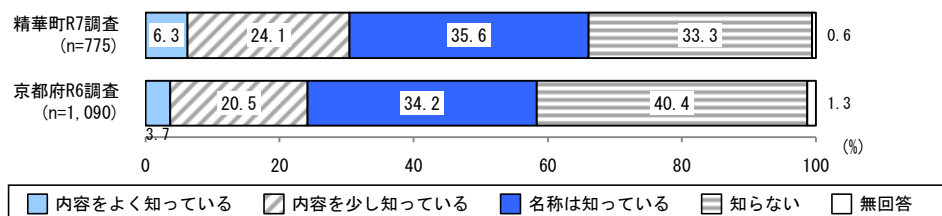
図 人権への関心度(問2)

【部落差別(同和問題)】



問 人権に関する法律等の認知度(問3)

【部落差別解消法】



問 人権に関する法律等の認知度(問3)

【同和対策審議会答申】

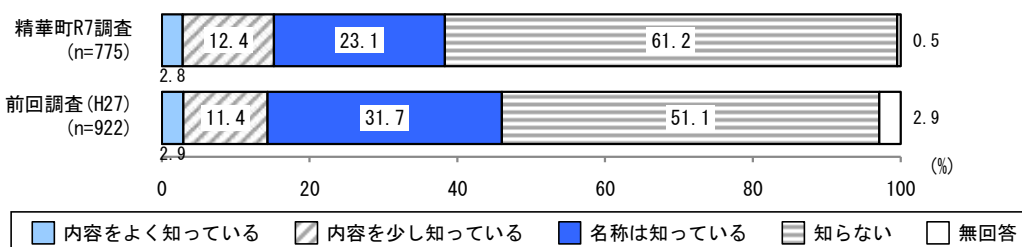
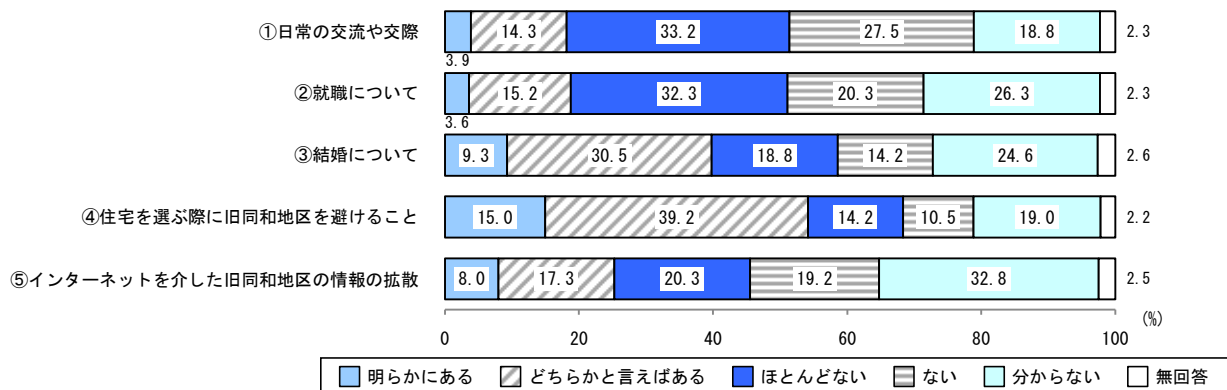


図 部落差別(同和問題)の有無(問9)

(n=775)



現状と課題

被差別部落(旧同和地区)出身者に対する差別意識や偏見については完全にではありませんが、全体としては解消に向けて一定の前進が見られます。一方で、結婚観や物件の購入においては依然として部落差別(同和問題)があるという認識が生じていること、インターネット等、情報化の進展により、状況は変化しており、インターネットを通じて部落差別(同和問題)に触れる機会が多いこと、悪質な差別的情報の流布や偏見を助長する書き込みにより、潜在的な差別意識と連動して顕在化する可能性も生じています。

また、アンケート調査結果から、年齢ごとに部落差別(同和問題)に対する意識の違いが生じており、家庭や地域における世代間の対話を通じ、無意識の偏見を見直す文化を醸成し、差別を再び起こさない社会を築いていくことが必要です。

特に、インターネットを通じて部落差別(同和問題)に触れる可能性を鑑みて、情報リテラシー教育の充実や相談支援体制の整備、多層的な啓発活動を通じて、共生社会の実現に向けた歩みを着実に進めていく必要があります。

今後の方針

- 人権教育・啓発の更なる推進
教育の分野では、教育の機会均等を実質的に保障し、豊かな人権意識をはぐくむ観点から、部落差別(同和問題)の実態を踏まえて正確な情報や、正しい知識のもと、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導が必要です。
- インターネットリテラシーの向上
インターネット上の情報について、正しい知識に基づく判断ができるよう、情報を見極める能力を育むことが重要です。

目標

町民一人ひとりが正しい理解と認識を持って、
部落差別(同和問題)を許さない地域

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①人権教育・啓発を推進する
- ②現行制度を的確に運用し、人権センターを活用した取り組みを推進する

(2)女性

背景

女性の人権について、国は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を1985年に批准し、1986年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」を施行し、男女平等の原則を確立しています。

また、国では、1999年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しており、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしと男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。

近年では、2019年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正、2024年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、2025年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正されるなど、女性の人権擁護の法整備が進んでいます。

本町での取り組み

本町においては、男女共同参画基本法を踏まえ、2005年に「精華町男女共同参画計画」を策定し、2013年に「精華町男女共同参画推進条例」を施行しました。また、上記計画は、10年毎に策定し、令和7年3月に「精華町第3次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の実現に向け、各施策の推進に取り組んでいます。

近年新たに、女性の経済参画支援の取組として女性デジタル人材・起業家育成支援型事業を実施しています。また、DV相談員を配置し、DV相談を実施し、ケース対応の際は各課で情報を共有し対応を行っています。

アンケート調査結果

- 女性の人権について、およそ9割以上の町民が関心を持っているなど、関心が高く、職場における男女の待遇の違いや、固定的性別役割分担意識については、解消が進んでいることが見受けられます。
- 一方で、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の認知度はまだ高くないため、今後も啓発が必要です。

図 人権への関心度(問2)
【女性の人権】

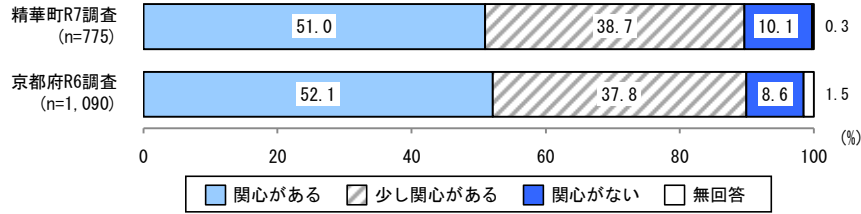


図 人権に関する法律等の認知度(問3)
【困難な問題を抱える女性の支援に関する法律】

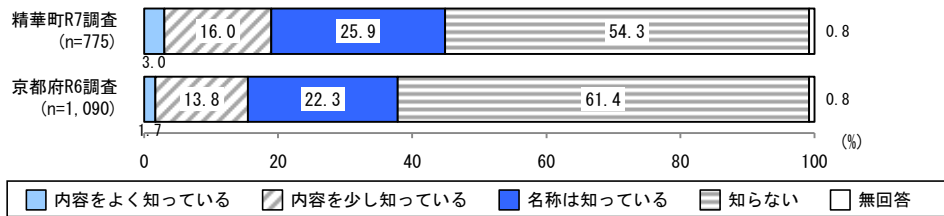


図 身近な人権侵害に関する考え方(問16)
【昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむを得ない】

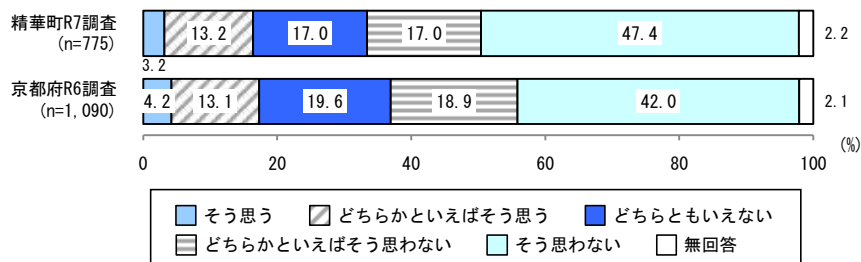
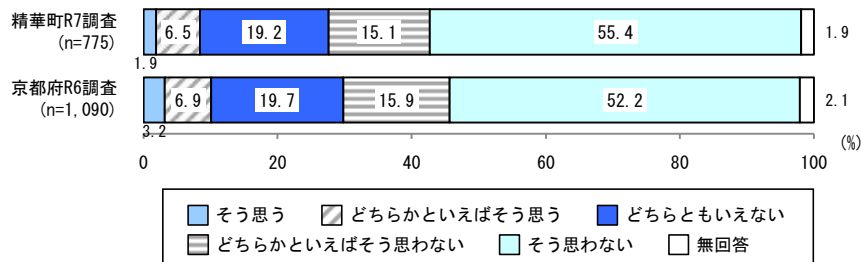


図 身近な人権侵害に関する考え方(問16)
【男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児・介護をしたほうがよい】



現状と課題

女性を取り巻く環境については、依然として性別による固定的な役割分担意識や、性に起因する暴力などの課題が残っており、社会の様々な分野における女性の参画や能力の発揮は、十分とはいえない状況にあります。

アンケート調査結果によると、特に若い世代において、男女平等に対する意識は定着しつつあることが伺えます。その一方で、調査結果から固定的な性別役割分担意識が一部に根強く残っていること、親の介護を女性の役割と決めつけている傾向も見られます。家庭において女性が多く家事・育児・介護を担っている実態は、女性の地域活動や社会参画の阻害要因となっており、実生活の中での男女間の不平等の構造を浮き彫りにしています。

また、長期的な人権教育や啓発の成果により、特に若い世代では固定的な性別役割分担意識の解消や男女の平等感が浸透しつつあるため、高齢層を含めた全世代への継続的な学びの機会の確保が重要と考えられます。

人権侵害の内容については、男性は職場でのパワー・ハラスメントの被害を多く挙げているのに対し、女性は家庭内での暴力や虐待に関する回答が多い傾向にあり、職場では男性が、家庭では女性が、それぞれ異なる形で人権課題に直面している可能性があります。

今後の方針

- ジェンダー平等の更なる推進
「精華町男女共同参画推進条例」に基づき、性別に起因する人権侵害を未然に防止するとともに、被害を受けた方への支援体制を充実します。男女の人権が尊重され、すべての人が自分らしく生活し働くことのできる環境の実現を目指し、あらゆる場面において固定的な性別役割意識を解消するための人権教育・啓発を引き続き推進します。
- 各種制度の利用促進・利用しやすい環境づくり
男女平等に関する意識が社会全体で高まる一方で、実際には実現が難しい状況を踏まえ、制度利用のしやすさや環境整備、無意識の偏見を見直す意識の醸成が必要です。

目標

女性の人権が尊重され、能力を発揮することができ、
誰もが自分らしく生きられる

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①女性に対する暴力を根絶する
- ②男女共同参画社会づくりを推進する
- ③女性の活躍を支援する

(3)子ども

背景

1989年の国連総会において、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択され、子どもが保護の対象としてだけでなく、権利の主体であることが規定されました。国は、令和5年に「こども基本法」を施行し、同法において、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが示されました。

この間にも、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」(1999)、「児童虐待の防止に関する法律(児童虐待防止法)」(2000年)、「子ども・若者育成支援推進法」(2010年)、「いじめ防止対策推進法」(2013年)、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子ども貧困対策推進法)」(2014年)が施行されるなど、子どもの権利を守る法整備が進んでいます。

また、国は2023年に「こども家庭庁」を設置し、同年に「こども大綱」、2025年に「こどもまんなか実行計画」を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指し、こども施策を総合的に推進しています。

本町での取り組み

これまで、本町では、こどもの健全な成長のために町民のすべてが力を合わせることを「こどもを守る町」宣言(昭和43年制定)として掲げ、まちづくりを進めるとともに、子育てに関する様々な取組を進めてきました。また、令和7年に策定した「せいかこどもプラン」では、「こども・家庭・地域で創るこどもまんなか精華町～みんなでつくるこどもまんなかまちづくり～」基本理念として、こどもの権利・人権を尊重し、こどもの声に耳を傾けながら、こどもが地域社会の次の担い手として成長し、活躍することができるよう、こども目線を尊重したまちづくりを進めています。

こどもの権利・人権に関する啓発とし、子育て支援講演会(人権講演会)の開催や、学校や人権擁護委員等の関係機関と連携し、継続して住民向け人権講演会を実施しています。

児童虐待発生の未然防止や早期発見を図るため、要保護児童対策地域協議会における関係機関連携活動・支援ネットワーク強化の促進に取り組んでいます。また、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、精華町いじめ問題対策連絡会議及び精華町いじめ防止対策推進委員会や、精華町いじめ防止実務担当者会議、いじめ調査実施することで、実態把握と早期対応に努めています。

体罰については、児童虐待としての面だけでなく、こどもへの重大な権利侵害であるとの視点に立ち、学校・関係機関からの相談の際には、個別に要保護児童として相談対応を開始し、保

護者面接、児相との連携等、児童虐待としての対応を行い、体罰によらない子育てが広がるよう相談支援を行っています。

児童ポルノは、児童虐待における性的虐待として、精華町要保護児童対策地域協議会を中心として、児童ポルノ根絶に向けた周知啓発をしています。

アンケート調査結果

- 子どもの人権について、9割以上の町民が関心を持っているなど、関心が高い一方で、子ども基本法やいじめ防止対策推進法については、内容を知っている割合は3割程度にとどまっている現状です。
- 家族の事情によっては、子どもが家事や家族の世話などに時間を使うことは、やむを得ないと考える人が一定数いる一方で、子どもの意見は尊重すべきという認識が広まっています。

図 人権に関する関心度(問2)

【③子どもの人権】

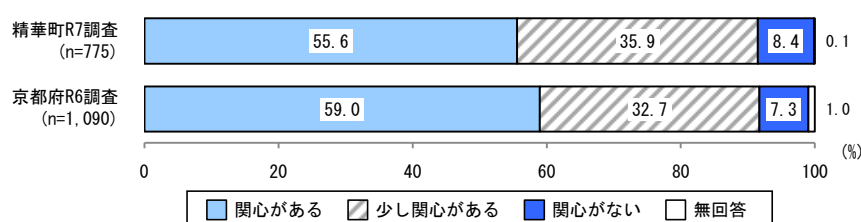
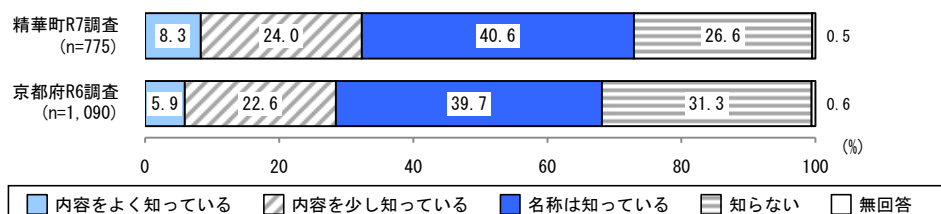


図 人権に関する法律等の認知度(問3)

【こども基本法】



【いじめ防止対策推進法】

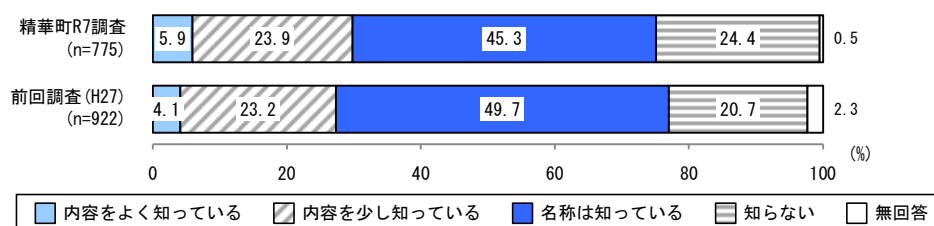
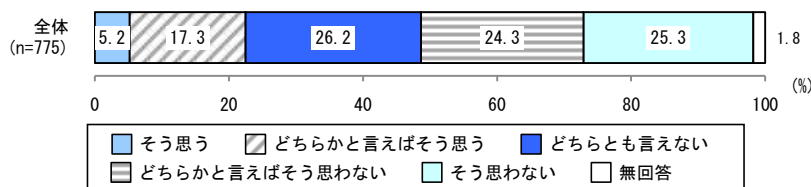
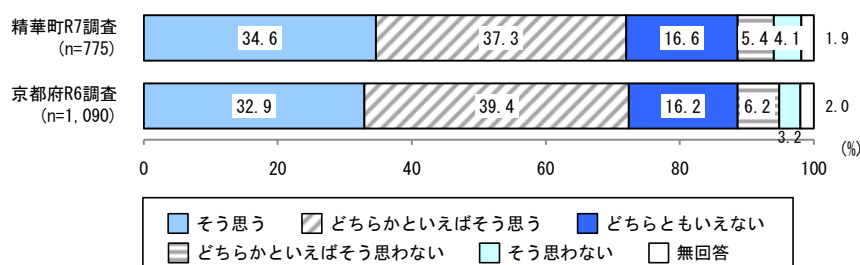


図 身近な人権問題に関する考え方(問 16)

【家族の事情によっては、子どもが家事や家族の世話などに時間を使うことは、やむを得ない】



【家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない】



現状と課題

近年の急激な少子化により、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれており、また、家族形態の多様化に伴い、家庭における子育てのあり方が変化し、地域社会全体で子どもを育て、守るという意識も希薄になりつつあります。

また、子どもの重大な人権侵害である児童虐待に関する相談件数は依然として高止まりしており、いじめや暴力行為、不登校の増加傾向とあわせて、子どもの人権を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

アンケート調査によると、子どもの意見を尊重すべきという考えは広まっているにも関わらず、「家族の事情によっては、子どもが家事や介護などを担うこともやむを得ない」との考えがある程度生じており、本人や家族がその意識を持たないままヤングケアラーとして家族内で役割を果たしている可能性があります。若年層や高齢層では、「家庭を助けるのは当然」とする価値観が根強く、子どもの権利としての「守られる権利」「育つ権利」が損なわれるリスクへの課題があります。

子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されるためには、すべての大人が「子どもの最善の利益」という視点を共有し、子ども自身が自らの思いや困りごとを表明できる環境を整えることが必要です。

今後の方針

- 子どもの権利の周知・理解促進
子どもが健やかに成長し、違いを尊重しながら共に生きる力を身につけられるような社会環境を整備し、子どもたちの権利が日常の中で確実に保障される地域社会の実現に向けて、子どもを自立した個人として意思を尊重するという意識を醸成します。
- 見つけやすい、相談しやすい環境づくり
ヤングケアラーへの支援を含め、子どもの権利や状況に応じた適切な理解と配慮を促す啓発や教育の強化、相談しやすい体制の整備を進めます。

目標

こどもの人権が尊重され、誰もが健やかに成長し、
自分らしく生きられる

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①子どもの権利が保障され、成長していける環境をつくる
- ②子どもへの虐待を防ぐ
- ③いじめ、暴力行為、体罰等への対策を進める
- ④不登校の子どもを支援する
- ⑤子どもの貧困対策に取り組む
- ⑥児童ポルノ対策を進める

(4)高齡者

背景

1982年の国連の国際化に関する世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が採択され、1991年には「高齢者のための国連原則」が採択され行動計画を推進しています。

国は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」(2006年)を施行し、虐待を受けた高齢者を発見した際の市町村への通報を義務付けています。

また、2024年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」が施行されました。この法律に基づき、「認知症施策推進基本計画」が策定され、認知症当事者の意見を尊重しつつ、地域における生活の継続を支援する「新しい認知症観」に基づく施策が推進されています。

本町での取り組み

本町においては、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定しており、現行計画である「精華町第10次高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの推進を図っています。

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、総合的な相談支援体制の強化として、町内地域包括支援センターの増設や認知症カフェの設置に取り組んでいます。また、個別地域ケア会議と併せ、令ら自立支援型地域ケア会議を開催し、協議・調整を図っています。

認知症への理解等、引き続きキャラバンメイトによるサポーター養成を進めていくため、住民に広く呼びかけてのサポーター養成講座を令和7年に初めて実施しました。

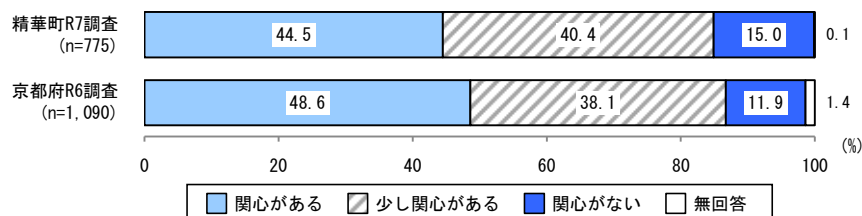
「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づき町内の対象建築物の順守すべき基準の確認を行っています。また、小学校を対象としたバリアフリー教室の実施や、精華町WEB版バリアフリーマップの作成により、広く一般にバリアフリーの状況を周知しています。

アンケート調査結果

- 高齢者の人権について、およそ8割の町民が関心を持っているなど、関心が高い一方で、認知症基本法については、内容を知っている割合は2割未満と知られていません。
- 高齢者であるというだけで、仕事の機会や職種が制約されるようなことはあってはならないと考える人が多い一方で、認知症で徘徊する高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がないと考える人は3割以上と、認知症高齢者に対してはその制限を肯定する認識が生じています。

図 人権に関する関心度(問2)

【高齢者の人権】



人権に関する法律等の認知度(問3)

【認知症基本法】

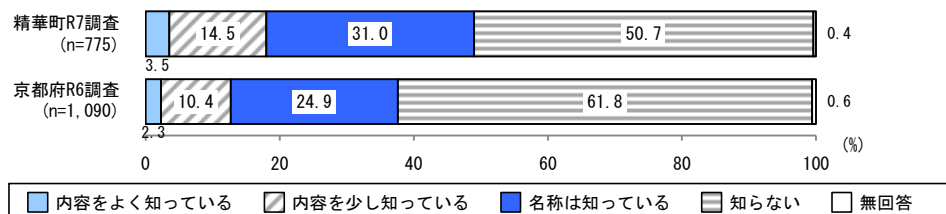


図 身近な人権問題に関する考え方(問16)

【認知症で徘徊する高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない】

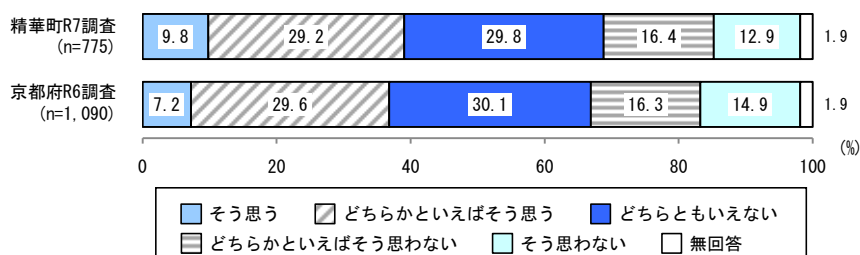
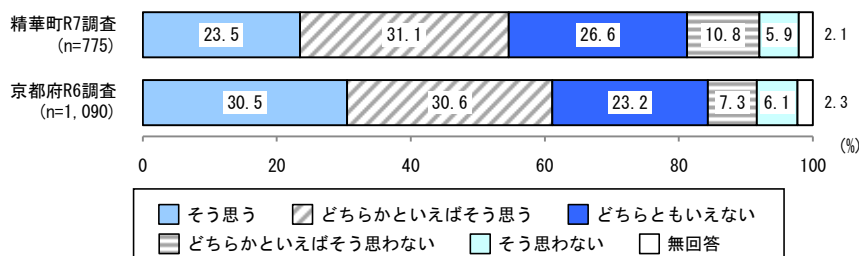


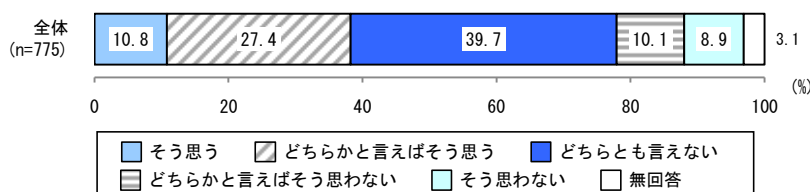
図 身近な人権問題に関する考え方(問 16)

【高齢者であるというだけで、仕事の機会や職種が制約されるようなことはあってはならない】



身近な人権問題に関する考え方(問 16)

【判断能力が不十分になっている人を支援する「成年後見制度」が、当事者の権利を制限する部分もあるが問題ない】



【現状と課題】

我が国における高齢化は急速に進行しており今後もさらに進展することが見込まれています。本町においても、2026年4月1日現在で65歳以上の人口割合は約25%となり、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者の増加が見込まれる中で、身体的・精神的虐待や身体拘束等、高齢者の人権を著しく侵害する問題が見られます。

年齢を理由に一律に「弱者」とみなす誤った理解が、元気で働く意欲のある高齢者の就労機会や、社会参加の場を制限し、地域社会とのつながりの喪失を招いている場合もあり、高齢者が年齢に関係なく尊重され、社会の一員として活躍できる環境の整備が求められています。

アンケート結果によると、高齢者に対する行動等の制限が否定的である一方で、認知症高齢者に対しては、その制限を否定しない傾向がみられています。認知症の人の数は今後も増加することが見込まれるため、一人ひとりが認知症に対する正しい知識や、自分や家族にも関係することとの意識を持つことが求められています。

今後の方針

- 世代間交流の推進
世代間の対話の促進などを通じて、若者の高齢者に対する理解を深め、高齢者が「尊重されている」と実感できる地域づくりを進めます。
- 認知症への理解の推進
認知症への正しい知識や、一人ひとりができること等を周知・啓発するとともに、支援者や家族向けの人権意識を高める学習機会を充実します。

目標

高齢者の人権が尊重され、
技能や知識を活かして 自分らしく暮らせる

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①計画に基づく施策を推進する
- ②高齢者の権利を擁護する
- ③高齢者の社会参画を支援する
- ④介護者を支援する
- ⑤施設や交通機関等のバリアフリー化を進める

(5)障害のある人

背景

国連は2006年に、障害の有無にかかわらず、人としてあたりまえの権利と自由を認め、社会の一員としてあたりまえに生活、行動し、参加できる社会を目指すことを目的とした「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を採択し、我が国では2014年に締結されました。この条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止と、障害者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のための措置が規定されています。また、障害を個人の心身機能の問題(医学モデル)でなく、社会環境のバリア(障壁)によって引き起こされる問題(社会モデル)として考えることが示されています。

我が国においては、1993年に「障害者基本法」が制定され、2004年には障害を理由とする差別禁止の規定が追加されました。また、2012年には「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が制定されています。そして、2016年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障害による不当な差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供を求めることが示されました。さらに2024年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が改正され、合理的配慮の提供が国や自治体のみでなく、事業者においても義務化されています。

また、旧優生保護法による規定を最高裁判所が憲法違反と認めたことを受け、国は「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置し、行動計画の策定し、取り組みを進めています。

本町での取り組み

本町においては、障害者基本法に基づく「精華町第3次障害者基本計画」を令和6年度に策定し、障害の有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して施策を推進しています。

令和7年に「精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」を策定し、手話が言語であることの周知とコミュニケーション手段としての活用を進めています。

また、精華町権利擁護・成年後見センター、障害者相談支援事業所を設置、障害者差別解消法や成年後見制度等に関する講演会及び講座等の啓発活動を行っています。

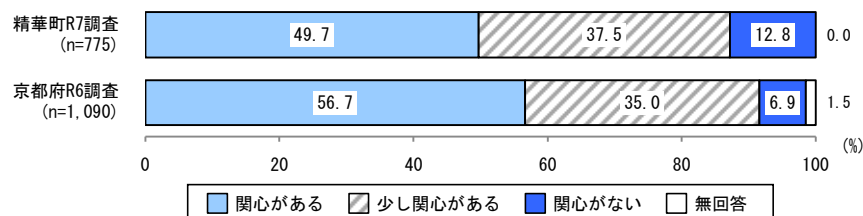
精華町地域障害者自立支援協議会に事業所部会を設置し、事業所間での情報共有等を通して、支援者の介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止を図っています。

アンケート調査結果

- 障害者の人権について、8割以上の町民が関心を持っており、障害者差別解消法についても、認知度が高まっています。一方で、合理的配慮については、まだ知らない人が多く、今後も啓発が必要です。
- 結婚相手で障害のある人を相手とする際に反対する人や、障害者施設がある場合に住宅の購入を避ける人、障害のある人へ不安を感じる人がある人が一定数いることが示されています。

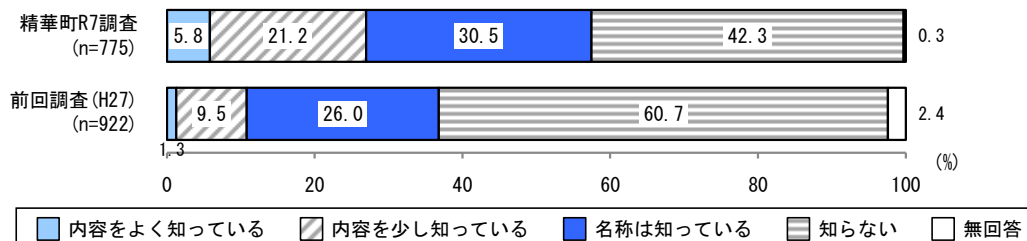
人権に関する関心度(問2)

【障害のある人の人権】



人権に関する法律等の認知度(問3:経年比較)

【障害者差別解消法】



人権に関する法律等の認知度(問3)

【障害のある人に対する合理的配慮の提供】

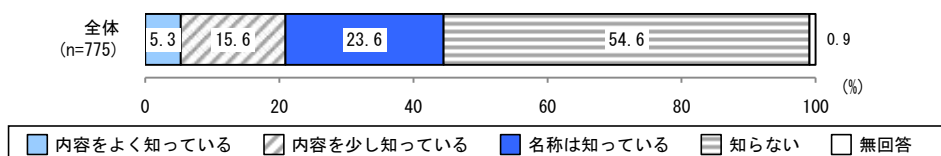
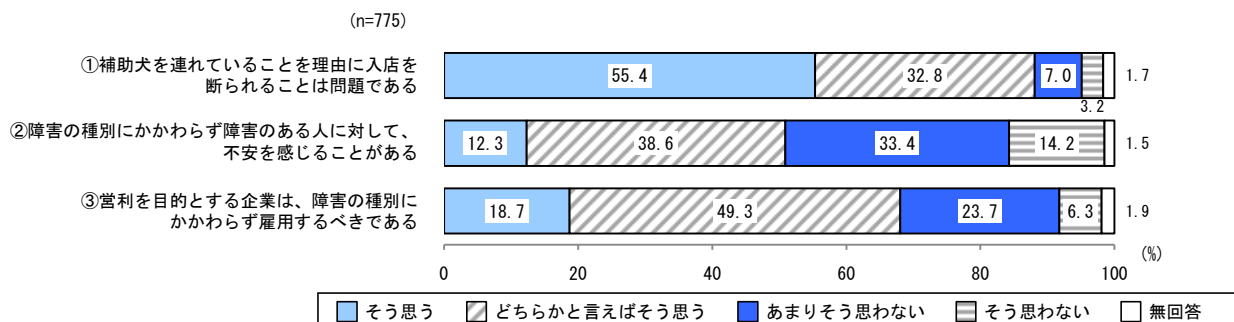
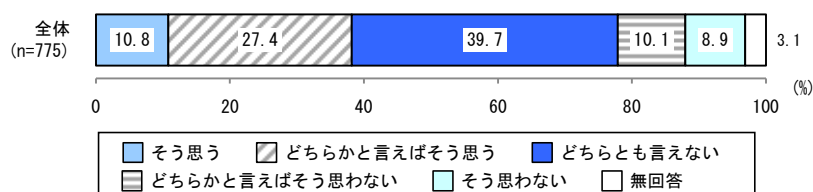


図 障害者差別に関する考え(問4)



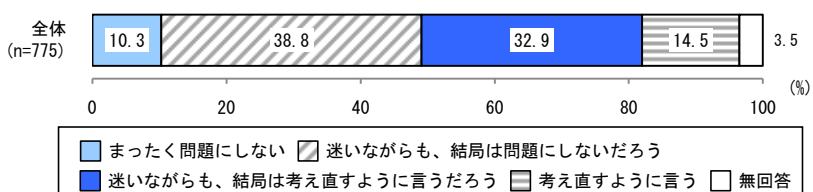
身近な人権問題に関する考え方(問16)

【判断能力が不十分になっている人を支援する「成年後見制度」が、当事者の権利を制限する部分もあるが問題ない】



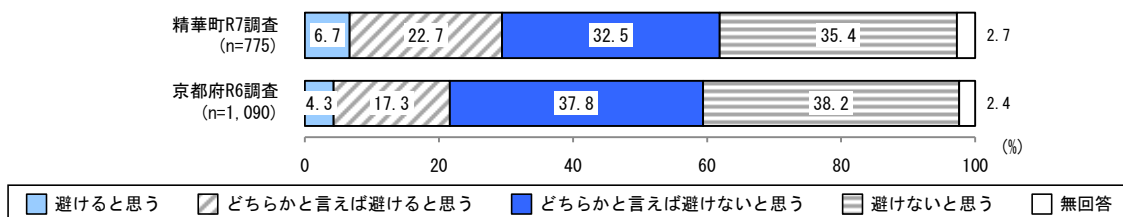
結婚相手の判断条件(問17)

【障害のある人】



住宅購入時等の判断条件(問18)

【⑤近くに障害者施設がある】



現状と課題

障害のある人の完全参加と平等を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、共に生活できるための環境整備や障害に対する正しい知識の普及と啓発が必要です。

障害のある人の自立意識や社会参加の意欲は高まってきている一方で、アンケート調査結果からも、障害のある人へ不安を感じることや、結婚相手として悩むこと、住宅購入の際に施設の有無を条件することなど、人権侵害は依然としてあることが伺えます。

また、様々な障害特性がある中で、精神障害や難病のある人については、正しい知識や特性への理解が未だ十分ではなく、それが上記の障害のある人への不安につながっている可能性もあります。

今後の方針

- 障害の有無にかかわらず交流の推進
一人ひとりの特性に応じた学ぶ環境や仕組みとしてインクルーシブ教育を推進し、子どもたちが共に成長できる教育を推進するとともに、地域の中で、障害のある人、ない人がともに交流する機会を充実し、互いに理解を深め、活動できる地域づくりを進めます。
- 障害や特性への理解の推進
障害の種類や特性への正しい知識の周知・啓発により、一層の理解促進が必要です。また、合理的配慮について、事業者のみならず、町民の一人ひとりが理解し、行動に繋げることができるよう、広報・啓発や研修機会の充実に努めます。

【目標】

一人ひとりが障害や特性への理解を深め、
だれもが 自分らしく生きられる

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①共生社会の実現に向けた取り組みを推進する
- ②障害のある人の権利を擁護する
- ③障害のある人の社会参加を支援する
- ④介護者を支援する
- ⑤施設や交通機関等のバリアフリー化を進める

(6)外国人

背景

言語や生活習慣の違いにより、住居、教育、労働、医療、地域交流など様々な場面で外国籍の人々が困難を感じることや、相互理解の不足から生じる偏見や差別が課題となっています。また、特定の国籍や民族に対するヘイトスピーチは、当事者に苦痛を与えるだけでなく、住民全体に不安や緊張感を生み出す深刻な人権問題です。

国際的には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に基づき、人種差別の撤廃が求められており、我が国においては、日本国憲法において、在留外国人に対しても基本的人権の享有を保障しています。また、国は、2006年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「国際交流」「国際教育」「地域における多文化共生」の3つを柱として施策を推進しています。その後2012年には「住民基本台帳の一部を改正する法律」により、外国人市民が住民基本台帳制度の対象となっています。

その後国においては、特定の民族や国籍の人に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)を無くし、人権尊重の社会を目指すこととして、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」(2017年)や、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(2017年)の施行を施行しています。

本町での取り組み

本町においては、国際交流員の任用や、せいかグローバルネットとの共催等により、日本語教室や各種講座(地球っこ講座、英会話教室)の実施、イベント(せいか祭り、日本語による外国人のメッセージコンテスト、Sports Day へ、音楽で世界を学ぶワークショップ)の実施及び参加により、日本語を学ぶこと、日本文化に触れる機会を設けています。

また、外国人向けの広報誌「いちご」の発行、外国人向けの町に関するガイドブック「Living in Seika」の発行により、外国人に対する啓発活動を実施しています。

また、国際交流員により、通訳や保育所訪問を行うことで、地域における人々の交流や活動を促進しています。

アンケート調査結果

- 外国人の人権について、7割以上の町民が関心を持っていますが、ヘイトスピーチ解消法についてはまだ知らない人が多くなっています。
- ヘイトスピーチ解消法を既知っている人は、テレビやラジオ、新聞、インターネット等で知っていることが多く、他の人権関係の知識と比較すると、学校の授業で教わった人は少なく、より多くの人に知ってもらうために学校教育も含めた、他の発信方法等の検討も啓発が必要です。

- 結婚相手で日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人や、日本で働き、永住を希望している日系外国人を相手とする際に反対する人や、近くに外国人が多く住んでいる場合に住宅の購入を避ける人は一定数いることが示されています。

図 人権に関する関心度(問2)

【外国人の人権】

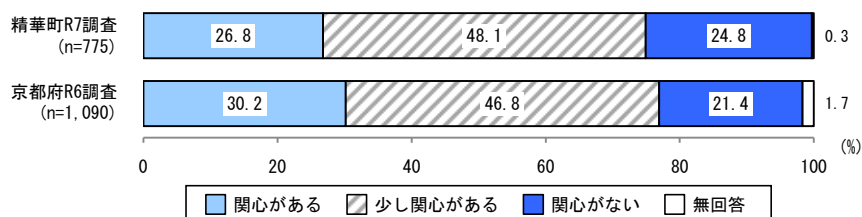


図 人権に関する法律等の認知度(問3)

【ハイトスピーチ解消法】

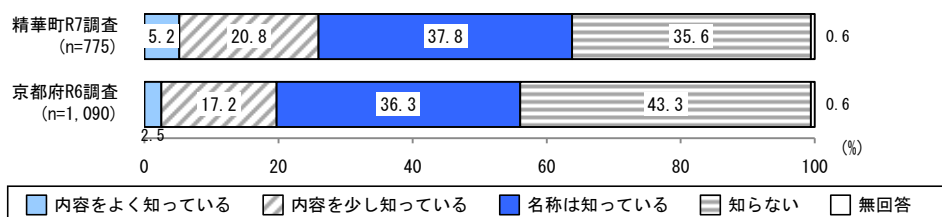
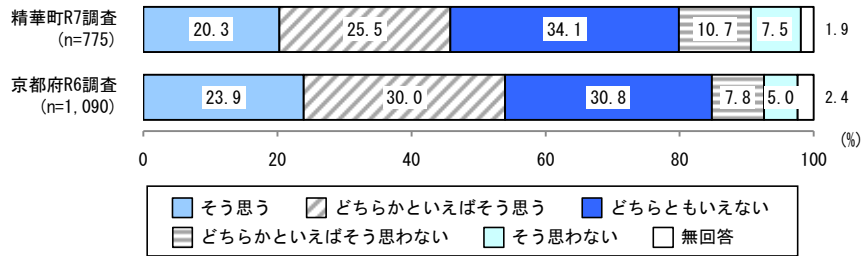


図 ハイトスピーチを知ったきっかけ(問6)

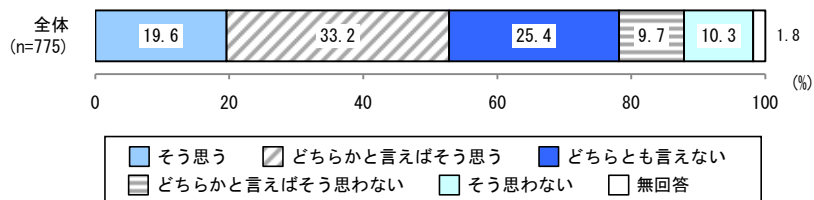
	(※)	(※)								(※)	(MA%)	
	テレビなどの報道で知った新聞	インターネットで知った	直接見たり聞いて知った	啓発ポスターや啓発冊子などそのことを知った	学校の授業で教わった	家族、友人等から聞いた	たる集会や研修会に関する	ハイトスピーチに関する	その他	おぼえていない	見聞きしたことはない	無回答
精華町R7調査 (n=552)	74.8	50.4	14.9	12.7	10.7	6.3	1.8	1.1	0.9	0.0	1.6	
京都府R6調査 (n=730)	79.7	41.8	14.5	17	6.4	8.2	1.6	0.4	0.8	1.5	0.4	

身近な人権問題に関する考え(問 16)

【外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である】

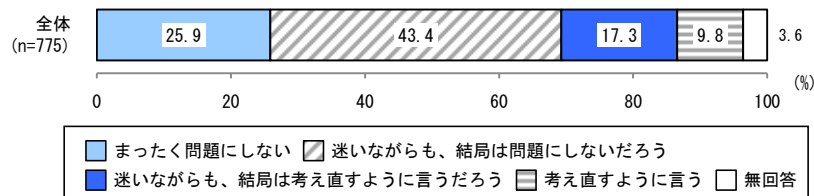


【具体的な心配事はないが、外国人住民が増えることに漠然とした不安を感じる】



結婚相手の判断条件(問 17)

【日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人】



【日本で働き、永住を希望している日系外国人】

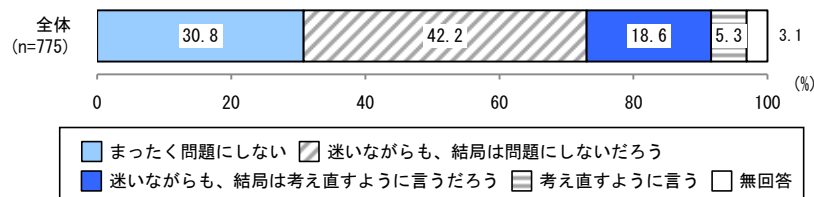
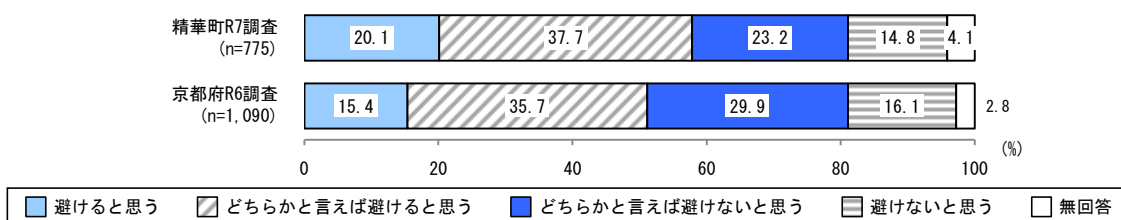


図 住宅購入時の判断条件(問 18)

【近くに外国人住民が多く住んでいる】



現状と課題

外国人の移住・定住化が現状の中、外国人を一時的滞在者ではなく、同じ地域に住む住民として認識する視点が必要であり、言葉や習慣などが異なり、多様な背景を持つ人々と地域住民が、日常生活の中で互いに理解し支え合える関係を築くことが重要です。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会問題となる中、その解決に向けて、地域での対話や交流を促進し、当事者の声を反映した施策の推進、人権意識の醸成を進めることが必要です。

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進する
- ②外国籍住民の地域づくりへの参画を支援する
- ③外国籍住民の生活及び就・修学を支援する

(7)ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV 感染症・

難病患者等

背景

ハンセン病は、かつて隔離政策がとられ、患者や家族に対して長年にわたって深刻な差別が加えられてきました。「らい予防法の廃止に関する法律」(1996年)の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」(2009年)に施行され、2019年には同法の対象に家族を加える改正と、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、患者や家族への偏見や差別の解消と、社会生活への支援の取り組みが勧められています。

HIV感染症は、新規報告数こそ減少傾向にありますが、依然として年間1,000件超の新規感染が報告されており、特に20~30代の若年層での性感染が顕著となっています。また、感染経路に基づく偏見や差別が、感染者の就労・生活の困難化や医療機関の受診回避などの深刻な問題があります。

また、難病は、見た目では判断できない疾患も多く、周囲の無理解から誤解や偏見が生じやすいという課題があります。2015年に施行した「難病法」により、共生社会の実現に向けた医療や生活支援の充実が図られています。

本町での取り組み

本町においては、ハンセン病の患者が尊厳をもって暮らせるよう京都府や関係機関からの情報誌を役場内に配架し、周知を進めています。また、エイズに関しては、保健体育科の保健領域の中で、生徒がエイズについての正しい知識を身に付けられるよう指導を行っています。

難病に関しては、難病患者の人権が尊重され、安心して生活ができるよう、直接的に相談支援や訪問を行う保健所や日常生活用具給付事業を行う健康推進課と連携・支援を行っています。また、医療依存度の高い難病の方へは、関連機関で災害時の個別避難計画を作成しています。

アンケート調査結果

- ハンセン病や HIV 感染症、難病患者の人権について、7割以上の町民が関心を持っていますが、「ハンセン病問題基本法」については、半分以上が名称等を知らない実情にあります。
- 感染症患者は、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ないと考える町民が、4割以上となっています。

図 人権に関する関心度(問2)

【ハンセン病・HIV 感染症・難病患者の人権】

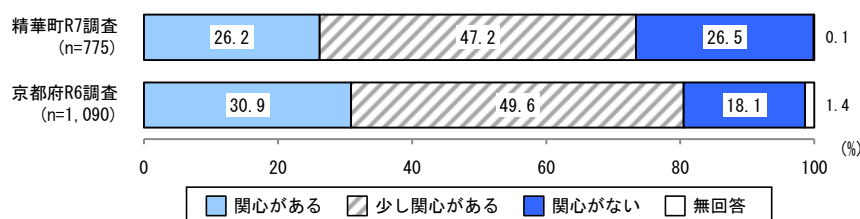


図 人権に関する法律等の認知度(問8)

【ハンセン病問題基本法】

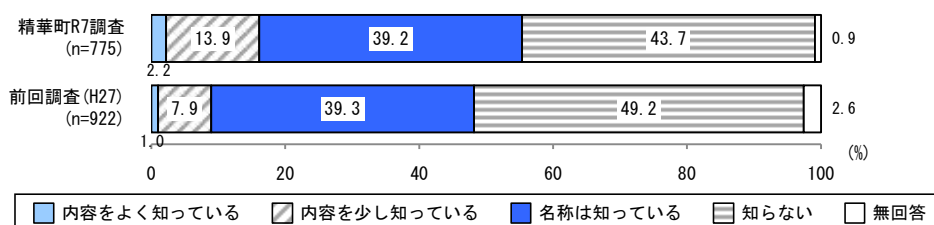
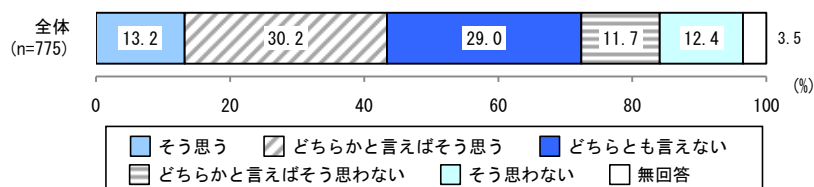


図 身近な人権問題に関する考え方(問16)

【感染症患者は、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない】



現状と課題

ハンセン病、HIV感染症、難病等の患者に対する人権課題については、歴史的な偏見や差別の蓄積に加え、現在もなお正確な理解の浸透が不十分です。アンケート調査では、感染症患者は、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ないと考える人が、4割以上と少なくありません。

感染者の社会的孤立を防ぐには、HIV感染症に関する正しい知識の普及が不可欠です。

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①若い世代を中心にエイズに関する普及啓発に取り組む
- ②ハンセン病に関する普及啓発に取り組む
- ③難病に関する普及啓発に取り組む

(8)犯罪被害者等

背景

犯罪被害者やその家族は、事件や事故による直接的な被害のみならず、心身の不調や司法手続に伴う精神的・時間的負担、さらには周囲からの無責任な噂話や心ない中傷によるプライバシーの侵害など、様々な二次被害があります。また、性暴力の被害は、身体的な影響に加え、精神的影響が大きく、被害者が日常生活を送ることすら困難になるケースもあります。

被害を受けても警察などへの届出をためらい、被害が潜在化する傾向もあり、政府や司法機関、医療機関、民間被害者支援団体などが連携して支援体制を強化し、被害者の心身の負担軽減と早期の回復を図る必要があります。

2000年に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」が施行され、被害者の権利保障と被害者とその家族が裁判等に主体的に関わることができるようになりました。また、2005年には「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利と国による支援が示され、同法に基づいた「犯罪被害者等基本計画」を策定し、取り組みを強化しています。

本町での取り組み

本町においては、平成25年1月30日に精華町と木津警察署が精華町安全・安心まちづくりに関する協定を締結し、安全・安心なまちづくりの推進に向け、連携強化施策を実施するため、年間2回の定例会を開催しています。加えて、平成28年5月に精華町と公益財団法人京都犯罪被害者支援センターが 犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結し、犯罪被害者等の支援に関し相互に連携を図りながら協力するため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会通常総会及び相楽犯罪被害者支援連絡協議会通常総会に参加しています。

アンケート調査結果

- 犯罪被害者等の人権について、7割以上の町民が関心を持っていますが、京都府全体と精華町民で比較すると、関心がない人が2割以上と高くなっています。
- 犯罪被害者が報道によって、プライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題であるとする町民が7割以上と、問題意識を持つ人が多くを占めています。

人権に関する関心度(問2)

【犯罪被害者等の人権】

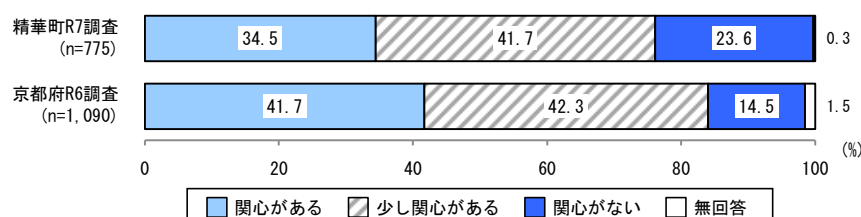
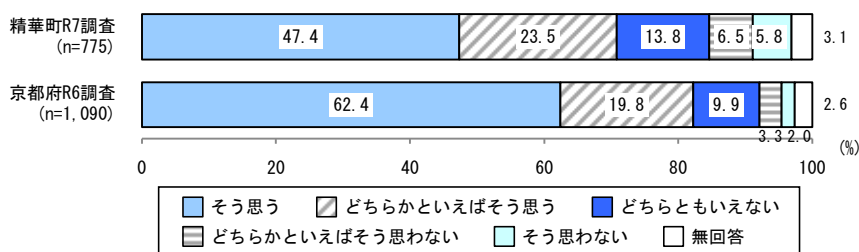


図 身近な人権問題に関する考え方(問 16)
 【犯罪被害者が報道によって、プライバシーが侵害されたり、
 私生活の平穏が保てなくなることは問題である】



現状と課題

被害者のニーズは生活支援や医療、司法手続に関する支援など多岐にわたり、依然として支援が十分に行き届いておりません。支援の充実に向けて、行政、司法、医療、民間団体が連携し、被害者一人ひとりの状況に応じた対応が必要です。

アンケート調査では、本町における犯罪被害者の人権への関心度は、京都府全体で見るとやや低く、2割以上の方が関心を持っておらず、犯罪被害者へのプライバシーの侵害が問題であるとの認識も低くなっています。プライバシーの侵害は、インターネット上での情報拡散などによって被害が拡大することへの懸念があり、情報発信のあり方やプライバシー保護の徹底も重要な課題です。

また、実際に相談するとなった場合にどこへ相談したらよいか分からない可能性もあり、相談窓口や支援制度のわかりやすい周知が必要です。

地域社会全体で犯罪被害者等を支え、共感と理解に基づいた支援体制を築いていくこと、学校や地域における啓発活動の充実、支援制度の整備と周知徹底に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進していくことが重要です。

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①犯罪被害者等への支援活動に取り組む
- ②犯罪被害者への理解や支援のために広報啓発を行う

(9)ホームレス

背景

ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因があります。多くの人々が、食事の確保や健康面の問題等を抱え、地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人の人権への配慮が求められています。

2002年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」が施行され、公園などで野宿生活をやむなくしている人への雇用、生活、医療等の総合支援を行っており、2017年には法の期限が10年延長されました。

本町での取り組み

本町においては、ホームレス調査を年1回実施しており、対象者を、生活困窮相談につなげます。また、相談件数については、年間100人ほどとなっています。

アンケート調査結果

- ホームレスの人権について、およそ6割の町民が関心を持っていますが、京都府全体と精華町民で比較すると、関心がない人がおよそ4割と高くなっています。
- 住宅購入時に近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいるとその場所を避けると考える町民が5割以上となっています。

図 人権に関する関心度(問2)
【ホームレスの人権】

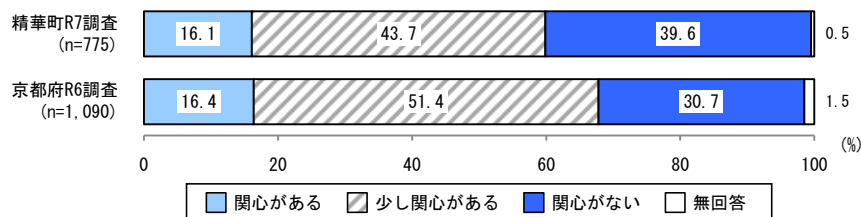
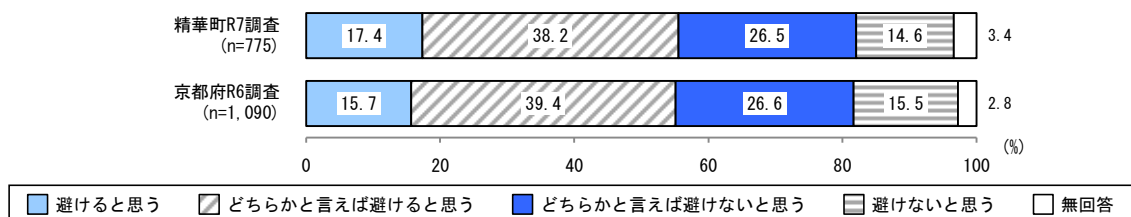


図 住宅購入時の判断条件(問18)

【近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる】



現状と課題

ホームレスを取り巻く課題は、経済的な原因や健康上、家庭内の問題等、複数の原因が複雑に絡み合っているケースが少なくありません。問題の解決に向けて、当事者の置かれている状況や支援の必要性を理解し、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援体制が必要です。合わせて、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法」が生活困窮者自立支援制度などにより、自立支援を推進します。

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①ホームレスに対する理解を深める

(10)性的マイノリティの人々

背景

性的指向とは、同性愛者、両性愛者など人の恋愛・性愛の対象に関する概念であり、性自認とは、戸籍上の性別にかかわらず、自らの性をどのように認識しているかを示す概念です。こうした性的指向や性自認のいずれか、LGBT等の性的少数者の方々は、社会生活の様々な場面において偏見や差別に直面しやすく、そのために自身の性のあり方を打ち明けられず、生きづらさを感じている人もいます。

2004年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)」が施行され、一定の条件を満たすことで戸籍での性別変更が可能となりました。その後、2008年には同法の改正により、性別変更ができる条件を「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されています。

文部科学省からは、学校において性同一性障がい等の児童生徒に配慮する旨の通知が出されるなど、教育現場でも対応が進んでいます。

2023年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行され、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした差別を認めず、共生社会の実現をめざすことが推進されています。

本町での取り組み

本町においては、各小中学校での人権教育の実施や、LGBTQ+の人を講師とした学習会の実施、市民向けの男女共同参画講座での性の多様性に関する講座を実施し、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性について学ぶ機会を提供しています。

本町では、性的指向・ジェンダーアイデンティティの専門窓口は設けておらず、人権啓発課窓口で一般相談や、委託によるこころの相談室を開設しています。

また、本町における新規採用職員の募集等公文書においては、性別欄の記載を義務付けない方向で検討しているなど、

アンケート調査結果

- LGBT等、性的少数者の人権について、5割以上の町民が関心を持っており、特に女性の方が関心は高くなっています。LGBT理解増進法は、名称は広く知られており、内容については、およそ3割しか知られていません。
- LGBT等、性的少数者の人権の問題点としては、差別的な言動や、いじめがあることが特に認識されています。

図 人権への関心度(問2:性別)
【LGBT等、性的少数者の人権】

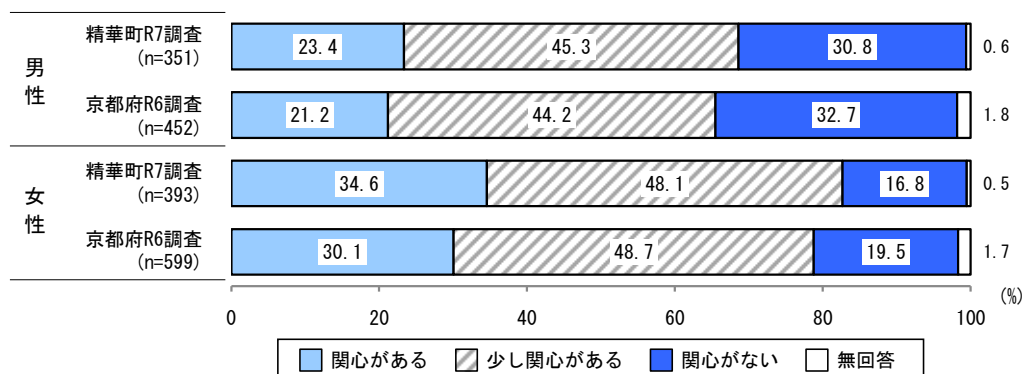


図 人権に関する法律等の認知度(問3)
【LGBT 理解増進法】

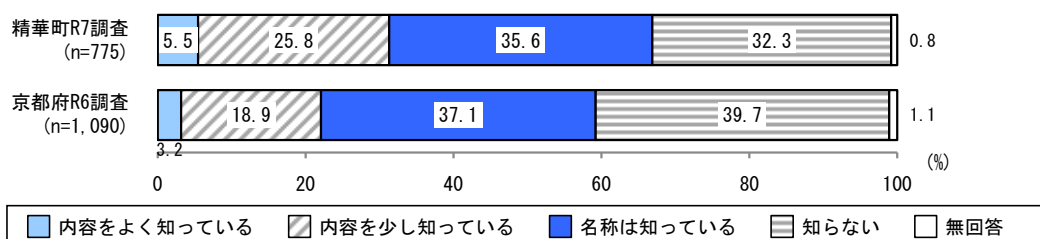
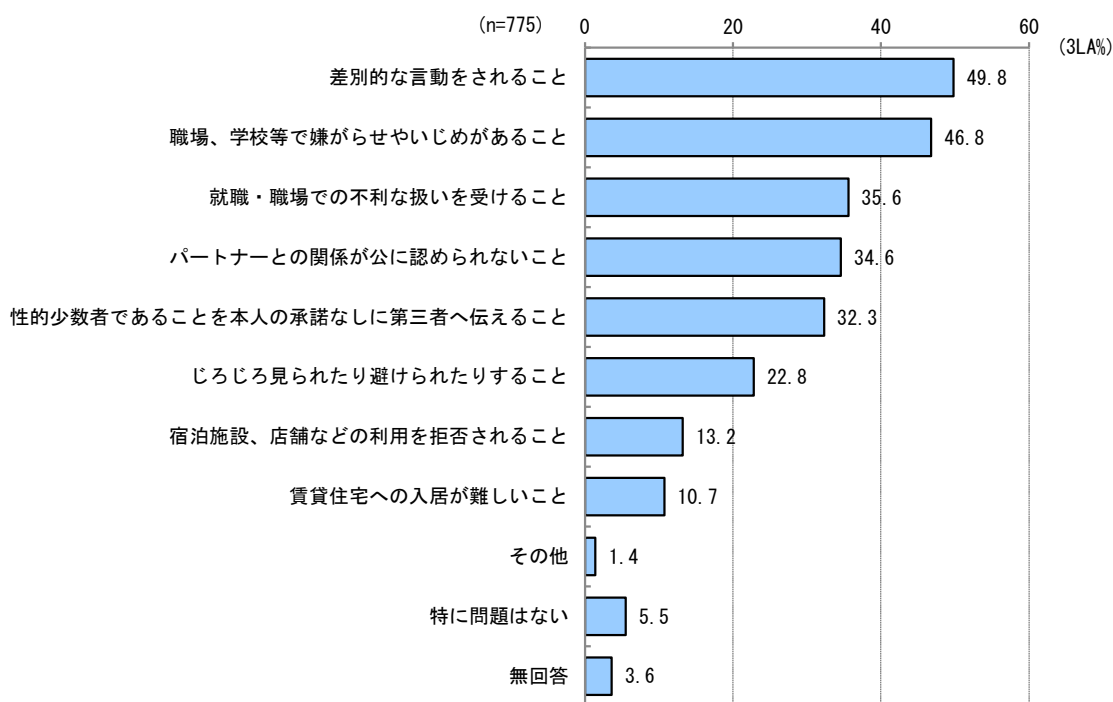


図 LGBT等の人権に関する問題点(問11)



現状と課題

LGBTQ 等、性的少数者に対しては、女性や若い世代で関心が高まっていることは伺えますが、差別的な言動やいじめ等の被害の問題点が指摘されており、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、住民一人ひとりが理解と尊重の意識を高めていく必要があります。

引き続き、啓発、相談体制の強化、制度整備の検討を進め、誰もが多様性を認め合い共生できる地域社会を目指します。

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①性の多様性の尊重についての意識を高める
- ②相談のできる場や職場の環境をつくる

(11) 刑を終えて出所した人々等

背景

再犯防止に関しては、2008年に「更生保護法」が施行され、保護観察の遵守事項の整理・充実と保護観察の強化が図られており、2016年には「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」が施行され、刑を終えて出所した人等が再び社会の一員となることを支援することが示されています。

また、同法に基づき「再犯防止推進計画」が策定され、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した修学支援の実施など、総合的な施策が展開されています。各自治体にも地域版の再犯防止推進計画の策定が進められ、出所者支援は国の「犯罪対策」から、地域の「福祉施策」へと裾野が広がっています。

本町での取り組み

本町においては、2015年に開所された相楽地区更生保護サポートセンターと連携し、罪を犯した人及び非行のある少年の改善更生に向けた取組を進めています。

また、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間には、相楽地区保護司会と連携して、犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生に対する理解を深めるため、ポスター掲示や祝園駅連絡通路を活用した啓発グッズ配布、広報誌やホームページ等を活用した、啓発活動を行っています。

アンケート調査結果

- 刑を終えて出所した人の人権について、5割の町民が関心を持っていますが、京都府全体と精華町民で比較すると、関心がない人がおよそ4割と高く、改正更生保護法を知らない人が5割以上となっており、興味・関心が低いことが伺えます。
- 刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ないとする町民はおよそ4割と、肯定的な意見が多くを占めている現状です。

図 人権への関心度(問2)
【刑を終えて出所した人の人権】

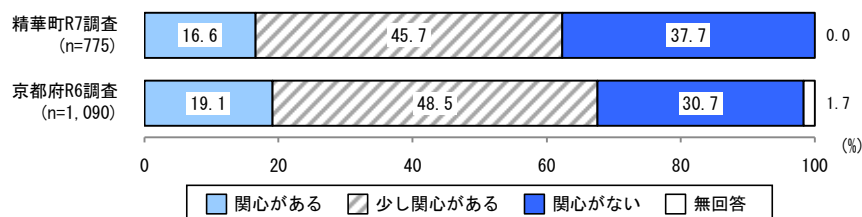
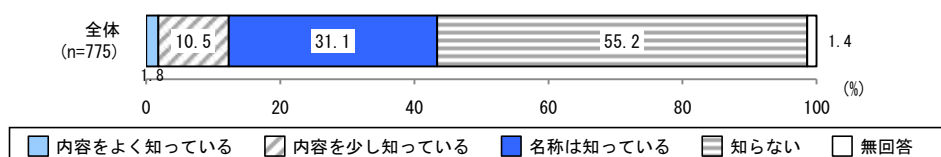


図 人権に関する法律等の認知度(問3)

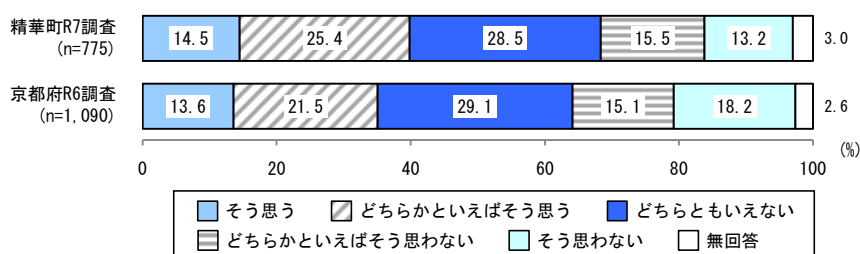
【改正更生保護法】



問 身近な人権問題に関する考え方(問 16)

【刑を終えて出所した人が、更生した後も、

インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない】



現状と課題

刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識が存在し、親族であっても身元の引受けが難しい場合や、就労、住居の確保などの問題を抱えることがあります。本町のアンケート調査においても、刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ないと考える人がおよそ4割と少なくありません。このような課題に対応し、刑を終えた人が地域の人々の理解と協力を得て円滑に社会復帰できるよう、継続的な啓発の推進が必要です。

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①刑を終えて出所した人に対する理解を深める

(12)北朝鮮当局による拉致問題等

背景

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年の日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局が公式に日本人拉致を認めました。しかしながら、我が国は、北朝鮮当局が認定する被害者の他にも、北朝鮮当局による拉致の可能性が排除できない認識のもとで調査を進めています。また、国連では、2003年以来毎年、国が提出している北朝鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

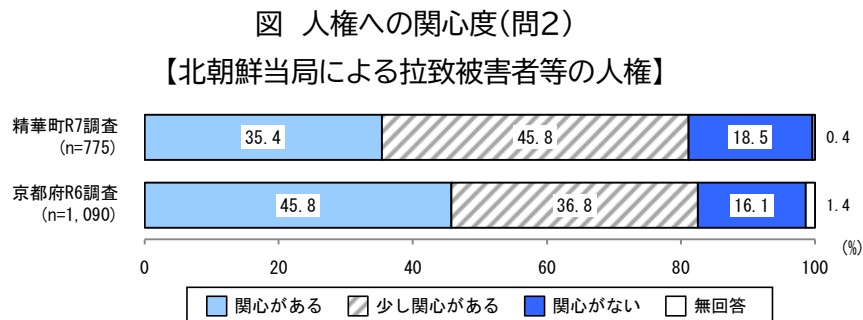
その後、2006年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)」が施行され、また、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を定めるなど、拉致問題等に対して、関心や認識を深めることが求められています。

本町での取り組み

本町においては、「政府 拉致問題対策本部」発行の啓発資料の配架・配布を行っています。町立図書館や新祝園駅改札前、人権シネマサロン会場、町役場や人権センター、図書館などの公共施設での掲出や、町内43カ所の掲示板に掲出するなど、町内の各所で啓発を行っています。

アンケート調査結果

- 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権について、8割以上の町民が関心を持つと回答しており、関心度が高いことが伺えます。



現状と課題

国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めており、北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載) ①北朝鮮当局による拉致問題等

(13)さまざまな人種問題(アイヌの人々、婚外子、識字問題等)

背景

1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法、アイヌ新法)」が、2019年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。これらの法律は、アイヌの人々の民族としての誇りと生活の尊重と、その歴史や文化、伝統についての理解や認識を深め、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。

また、国は北海道白老町に「民族共生象徴空間(ウポポイ)」を2020年に開設しました。ウポポイは、国立アイヌ民族博物館や体験交流ホールを備えたアイヌ文化の復興と発信の中核拠点であり、伝統舞踊や工芸、アイヌ語の解説などを通じて、文化の理解促進に寄与しています。

婚外子については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ扱いとなりました。また、法律施行前に生まれた子や母も、施行日から1年間は嫡出否認の訴えが可能となっています。その後、2024年に民法等の嫡出推定制度の見直しを盛り込んだ改正法が施行され、母親の再婚後に生まれた子どもは夫の子どもと推定されるなど、無戸籍問題の解消を目指しています。

差別や貧困もしくは、歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字の問題があります。特に、近年は外国籍の町民やその家族の識字の問題が指摘されています。

本町での取り組み

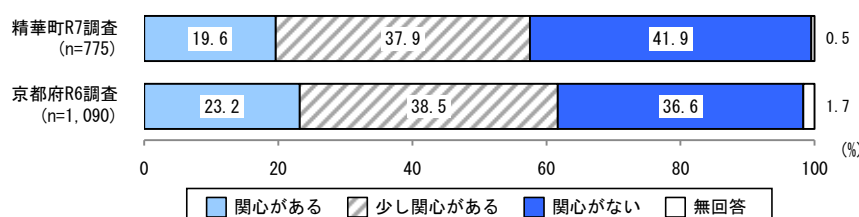
本町においては、人権センターにおける人権講演会や人権講座の実施、広報誌やホームページを活用する等の周知・啓発を実施しています。また、全国人権啓発研究全国集会、京都府集会など関係団体が行う講演会等に職員が参加しています。

アンケート調査結果

- アイヌの人々の人権について、4割以上は関心がないと回答しており、関心度はあまり高くない傾向にあります。

図 人権への関心度(問2)

【アイヌの人々の人権】



現状と課題

先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任があるとした上で、偏見や差別の解消や新たな施策の円滑な推進のため、国民による正しい理解と知識の共有が必要です。

アイヌの人々を含め、国における地域や出身による多様な文化は、理解・知識が不十分なことにより、心ない誹謗中傷を受けることがあります。一人ひとりが様々な文化へ正しい知識と、それぞれの文化を認め合う多文化共生の視点を持つことが重要です。

婚外子(非嫡出子)であることを理由とした偏見や差別が指摘されており、人権教育・啓発が求められています。

識字問題が基本的人権に関わる問題であるという認識のもと、関係機関と連携し、学ぶ機会の提供が必要です。

- 多様な文化への周知・啓発
アイヌをはじめとした多様な文化・伝統に関する普及・啓発に取り組みます。
- 婚外子に関する啓発
婚外子を理由とした差別や偏見うけることがないように、啓発を行います。
- 識字問題等、その他人権問題への対応
国や京都府の動向を踏まえ、関係機関・団体と連携し、問題の状況に応じて取り組みます。

方針(現状では第2次計画の取り組みを掲載)

- ①アイヌの人々
- ②婚外子
- ③識字問題

2. 課題横断的な人権課題に対する取組(社会情勢の変化等への対応)

(1)インターネット社会における人権の尊重

(2)個人情報の保護

(3)安心して働ける職場環境の推進

(4)自殺対策の推進

(5)災害時における人権の尊重

素案で更新します。

第4章 人権教育・啓発の推進

1. あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進

(1)就学前の教育・保育施設

(2)学校

(3)地域社会

(4)家庭

(5)企業・職場

素案で更新します。

2. 人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進

(1)町職員

(2)教職員・社会教育関係職員

(3)保健福祉関係者

(4)消防職員

(5)メディア関係者

(6)企業・事業所関係者

素案で更新します。

3. 効果的な手法による人権教育・啓発の推進

(1)指導者の養成

(2)人権教育・啓発資料等の整備

(3)つながりを支え合うための効果的なしくみづくり

(4)調査・研究成果の活用

4. 相談機関相互の連携と充実

素案で更新します。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1)精華町人権教育・啓発推進計画推進本部

(2)住民活動団体・企業等との連携

(3)京都府や山城地区15市町村等の関係機関との連携

2. 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働

3. 計画に基づく施策の点検・評価

(1)計画の見直し

素案で更新します。

資料編

1. 用語解説
2. 精華町第3次人権教育・啓発推進委員会委員名簿
3. 精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定経過
など

素案で更新します。